

## 〈重要事項説明書付属文書〉

### 1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者（ご利用者）に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者（ご利用者）に提供した居宅介護支援について記録を作成し、完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者（ご利用者）が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者（ご利用者）から申し出があった場合には、ご契約者（ご利用者）に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者（ご利用者）及びそのご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません（守秘義務）

### 2. 事故発生時について（契約書第12条参照）

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかにご契約者（ご利用者）の家族、市町村等に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その事故の発生について、ご契約者（ご利用者）に故意に又は過失が認められる場合には、ご契約者（ご利用者）の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の対応を減じる場合があります。

### 3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ① ご契約者（ご利用者）が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者（ご利用者）の心身の状況が「自立、要支援1または要支援2」と判定された場合
- ③ ご契約者（ご利用者）が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖

した場合

- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者（ご利用者）から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

#### （1）ご契約者（ご利用者）からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者（ご利用者）から利用契約を解約することができます。

その場合には、契約終了を希望する日の7日前（※最大7日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物。信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

#### （2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者（ご利用者）が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者（ご利用者）が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

### 4. その他の事項

（1）利用者やその家族に対し、利用者は計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることについて説明します。

（2）居宅介護支援サービスの提供にあたり、当事業所が前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画（ケアプラン）総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の記載された割合、並びに前6ヶ月間に作成したケアプランに記載された訪問介護等の回数のうち同一のサービス事業者によって提供された割合を別途資料にて説明します。

年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

いきいきケアプランサービス稲富  
説明者職名 介護支援専門員

氏名 別府 翔太 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。  
その内容を同意の上、書面を受領しました。

契約者（利用者）

氏名 印

代筆者

氏名 印

利用者との関係